出産・育児休業に関する確認書

出産予定のある方（出産予定日が決まっている方）、申請児童のきょうだい（弟・妹）のための産休・育休中の方は、下記の質問の該当項目に☑をつけ、自署又は記名押印をお願いします。

1

保育所申込みの要件(理由)について、該当するものに☑をつけてください。

□ ① 出産、および産前・産後の期間だけ預けたい　→ **質問は以上です。署名又は記名押印をしてください。**
※出産要件により選考します。
※通園期間は、「出産月の前２か月」から「出産日から起算して57日目が経過する月の末日」までです。

□ ② 就労のため預けたい（①にあてはまらない方）　→ **２へ**

2

入園後の復帰予定について、該当するものに☑をつけてください。

□ ① 入園した月の末日まで、または出産後２か月内に仕事に復帰（就労）する予定である。　→ **3へ**
または、現在就労中で、入園月中に産前・産後休業に入らない。
※就労要件により選考します。

□ ② 入園後、産休に入る。または、新生児の育休をとり続ける予定である。
（入園した月の末日まで、または出産後２か月内には復帰（就労）しない。　→ **４へ**

3

以下の内容をご確認いただき、☑をつけてください。

□ **入所保留となった場合、新生児の出産月前２か月に達する月の選考からは、選考対象外となります**（入園後、復帰してから１か月の就労が難しいため。）。ただし、転園申請（区内認可保育施設間での転園）で入所保留となり、新生児の出産月前２か月に達する場合は、母親の基本指数を５点として選考します。
※上記の場合、新生児の育児休業を復帰できる月から、就労要件（就労時間に応じた点数）で選考します。
復帰できる月が決まりましたら、「変更届」にその旨を記載のうえご提出ください。

→ 質問は以上です。署名又は記名押印をしてください。

4

申込児童の保育状況について、該当するものに☑をつけてください。

□ ① 下記②③に関わらず転園申請（区内認可保育施設間での転園）の場合
出産月前２か月以降の方および育児休業中の方は、就労の要件がなくなるため、産休・育休をとる保護者の基本指数が５点となります。
復帰できる月から、就労要件（就労時間に応じた点数）で選考します。
復帰できる月が決まりましたら、「変更届」にその旨を記載のうえご提出ください。

□ ② きょうだい(弟・妹)のための産休前までに、申込児童を引き続き認可保育施設（区外を含む）に預けて、かつ、仕事をしていた期間が１か月以上ある。
就労要件により選考します。
新入園児のきょうだい(弟・妹)が、３歳になった年の年度末までに復帰してください。
（例：2026年１月に出生の場合、2029年３月末まで）

□ ③ きょうだい(弟・妹)のための産休前までに、申込児童を引き続き認可外保育施設等に預けて、かつ、仕事をしていた期間が１か月以上ある。
※認可外保育施設等の「受託証明書」の提出が必要です。
※預け先が親族・知人の場合、職場で保護者自身が保育していた場合は除きます。
就労要件により選考します。
新入園児のきょうだい(弟・妹)が、３歳になった年の年度末までに復帰してください。
（例：2026年１月に出生の場合、2029年３月末まで）

□ ④ 上記のいずれにも該当しない場合（以下の枠内に詳細をご記入ください。）
お申込みの前に、幼児保育課入園相談係にご相談ください。

→ 質問は以上です。署名又は記名押印をしてください。

上記のとおり選考が行われる旨、確認しました。

保護者氏名　　児童名　　生年月日　　年　月　日

文京区幼児保育課入園相談係　電話:03-5803-1190